

商品概要説明書

J A 営農ローン（個人）

（2024 年 4 月 1 日現在）

商品名	J A 営農ローン（個人）
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす個人の方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の正組合員の方。 ○ ご契約時の年齢が満 20 歳以上 76 歳未満の方。 ○ 農畜産物販売代金を、J A 口座に入金することが見込まれる方。 ○ 生活の根拠が定まっており、原則として同一地区内に 1 年以上居住している方。 ○ 原則として栃木県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営農および生活に必要なご資金とします。 <p>ただし、負債整理資金、経済未収金の肩代り資金、および農業以外の事業資金は除きます。</p>
契約金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1,500 万円以内（10 万円単位）で、かつ、前年度の J A への農畜産物販売実績額および集落営農組織から配分される労賃・利益分配金で J A 口座に入金される金額の範囲内または前年度の確定申告書（損益計算書）の収入金額の範囲内で J A が適切と判断した金額の範囲内とします。
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 76 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当座借越（随時返済型）とします。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定された貯金口座にご入金された資金は、借越金残高がなくなるまで自動的に返済に充当します。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約極度額 500 万円以内の場合は不要です。 ○ 契約極度額 500 万円超の場合は担保提供物件に対して、原則として契約額相当の第一順位の根抵当権を設定登記させていただきます。
保証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として栃木県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 連帯保証人を求める場合があります。

	<p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p> <p>○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者 (法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方) ・ 大株主 (総株主の議決権の過半数を保有している方など) <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同経営者 (お借入される方と共同して事業を行う方) ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。</p>
保証料	<p>○ 毎年1月と7月の利息決算日にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.46%です。</p>
手数料	<p>○ ご融資の際、書面契約の場合は1,100円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または事業統括部(電話:0287-662-5510)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当JA、および栃木県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ 印紙税が別途必要となります。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aなすの